

老人保健施設いのこし通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

あなたに対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 老人保健施設いのこし
 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
 法人種別 医療法人
 代表者名 理事長 柵木 充明
 施設長名 木村 敏男
 電話番号 052(777)5650 FAX番号 052(777)1767
 名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 通所リハビリテーション 2351580028

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 当事業所は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）をたて利用者の心身の機能の維持回復を図ること又は利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とします。
- (2) 当事業所では、利用者の意志及び人格を尊重し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (3) 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、指定介護予防事業者及び関係市町村と綿密な連携をはかり利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- (4) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるよう「愛あるケア」をモットーにサービス提供に努めます。
- (5) 当事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (6) 当施設は、施設内感染及び食中毒等の予防・まん延防止に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 事業所は、介護保険サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (8) 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保に努めます。
- (9) 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するように努めます。

3. ご利用事業所の従員数及び勤務の体制

事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員数は法令の定めるところによります。

(1) 管理者	1名	(老人保健施設いのこし管理者に同じ)	勤務時間 (午前 8時30分～午後 5時30分)
(2) 医師	1名以上	毎週月から金曜日	勤務時間 (午前 8時30分～午後 5時30分)
(3) 看護職員	1名以上	毎週月から金曜日	勤務時間 (午前 9時00分～午後 5時30分)
(4) 看護職員	1名以上	毎週月から金曜日	勤務時間 (午前 8時45分～午後 5時30分)
(5) リハビリ職員 (理学療法士) (作業療法士) (言語聴覚士)	1名以上	毎週月から金曜日	勤務時間 (午前 8時45分～午後 5時30分)
(6) 栄養士または 管理栄養士	1名以上	毎週月から金曜日	勤務時間 (午前 8時45分～午後 5時30分)
(7) 相談員	1名以上	毎週月から金曜日	勤務時間 (午前 8時45分～午後 5時30分)

4. 営業時間及びサービス提供時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時45分～17時30分

注) 年末年始(12月31日～1月3日)は除きます。

営業日の午前9時30分から午後4時45分の7時間15分をサービス提供時間とする。

5. 実施地域

当事業所の実施地域は、名古屋市名東区、守山区、千種区、東区です。

6. 苦情等申立窓口

①. 当施設窓口担当者 相談員 西野 安奈 連絡先 052(777)5650

②. その他自治体における相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 052(971)4165

名古屋市健康福祉局介護保険課

ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先 052(954)3087

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状態等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供中にご利用者の心身の状態が急変した場合には状況に応じてサービスを中止いたします。
- (3) 当事業所はご利用者に対して医師の医学的判断により対診の必要があると認める場合には協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼いたします。
- (4) 当事業所はご利用者に対してサービスの提供が困難な状態又は高度な専門的、医学的対応が必要と判断した場合には他の専門医療機関をご紹介します。
- (5) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (6) 乙は、万一の事故(施設内及び送迎時の交通事故を含む)の発生に備えて、損害保険ジャパン(株)の賠償責任保険に加入しております。

8. 協力医療機関

医科

歯科

名称 国家公務員共済組合連合会 東海病院

名称 鈴木歯科医院

住所 名古屋市千種区千代田橋一丁目1番1号

住所 名古屋市守山区守山三丁目3番15

9. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

10. その他

- (1) 当事業所では、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、従業員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- (3) 当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。